

# 東成瀬村会計年度任用職員について

令和2年3月  
東成瀬村役場総務課

## (1) 任用根拠

地方公務員法第22条の2の規定に基づく、非常勤職員となります。

## (2) 再度の任用

会計年度任用職員として採用された後、その勤務実績が良好であった場合で、次年度に継続して勤務する希望のある方は、公募によらず最長4回（任用から5年間）まで任用されることが可能となります。

## (3) 条件付採用

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。

また、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。

なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。

条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

## (4) 服務・人事評価

会計年度任用職員は、常勤職員と同様に地方公務員法上の「服務に関する規定」が適用されることとなり、違反した場合は、常勤職員と同様、「懲戒処分」の対象となります。また、人事評価制度やストレスチェックなども対象となります。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ※ 服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※ パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等のその他、村の各種規定が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となります。そのため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

以上